

令和5年度（2023年度）第1回吹田市景観まちづくり審議会

開催日	令和5年（2023年）11月14日（火曜日）			
開催時間	（開会）14時00分		（閉会）16時00分	
場所	千里山コミュニティセンター 多目的ホール（BiVi千里山3階）			
案件	(1) 景観形成基準の変更について【諮問】 (2) 重点地区指定後のまちなみの現状について【報告】			
公開・非公開の別	公開		傍聴人	0名
出席者				
委員	会長 久 隆浩		副会長 上 甫木 昭春	
	高原 浩之	長町 志穂	若本 和仁	阿部 泰浩
	松田 政幸	河野 路利	渡会 雅敏	
市職員	都市計画部部長 清水 康司			
	都市計画部次長 武田 泰明			
	都市計画室室長 大 椋 啓之			
	都市計画室参事 渡辺 玲子			
	都市計画室主幹 田中 和也			
	都市計画室主査 酒井 崇			
	都市計画室主査 郷原 麻矢子			
	都市計画室主任 金子 桃子			
	都市計画室主任 和田 圭右			
都市計画室係員 寺坂 柚香				
欠席者				
委員	岡 絵理子	亀元 靖彦		

令和5年度第1回

(2023年度)

吹 田 市 景 観 ま ち づ く り 審 議 会

日時 令和5年11月14日(火)午後2時00分

場所 千里山コミュニティセンター 多目的ホール

令和5年度第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録  
(要点筆記)

1.開 会

○渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

○清水都市計画部部長

3.会長・副会長の選任

会長、副会長の選任

○渡辺都市計画室参事

それでは会議次第の2、議事の一つ目、会長、副会長の選任に移らせて頂きます。会長及び副会長が選任されますまでの間、私が、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

吹田市景観まちづくり条例施行規則第21条の規定により、当審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める、とされております。任期といたしまして令和7年3月31日までの2年間でございますが、会長及び副会長の選任につきまして、どなたか立候補もしくはご推薦があればお願いいたします。

○若本委員

私といたしましては、これまで吹田の景観行政を引っ張ってこられた久委員に、前回に引き続き会長職を、上甫木委員に副会長職をお願いしたいと思っています。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

○渡辺都市計画室参事

若本委員の方からご推薦いただきまして、委員の皆様からの拍手という形で賛意をいただきましたので、会長に会長職をお願いしたいと思いますが、久委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○久委員 はい。お引き受けします。

○渡辺都市計画室参事

上甫木委員には、副会長職をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけ

ますでしょうか。

○上甫木委員 はい。承知いたしました。

○渡辺都市計画室参事

ありがとうございます。それでは久委員に会長を、上甫木委員に副会長をお願いすることといたします。

そうしましたら会長副会長より就任のご挨拶を一言いただけましたらと思います。久会長よろしく願いいたします。

○久会長

ご指名でございますので、皆様方のお力を借りながら進めて参りたいと思います。この景観審議会というのは重要な案件があった時のみ開催ということで、開催回数も限られておりますけれども集まった時には、いろいろ吹田の景観につきまして、ご意見賜りましてより良い景観づくりが進むよう、頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○上甫木副会長

皆さん、推薦いただきまして、大変非力ではございますけれども会長を支えてしっかりやらせていただきたいと思います。先ほどの資料を見返していると、ここ数年、とても精力的にいろんな計画ができてきたなと思っております。これをさらに推進させていくというのは、大事なことかとおもいます。しっかりとお願いしたいと思います。

○渡辺都市計画室参事

それでは本日の案件の諮問書を部長の清水より、久会長にお渡しをさせていただきます。

これからの会議の進行につきましては、会長にお願いすることにいたします。よろしく願いいたします

#### 4.会議進行

○久会長 本日、傍聴人はおられますか。

○事務局 本日、傍聴人はおられません。

○久会長

それでは進めて参りたいと思います。議案第1号の説明をお願いします。

## 5.案件説明

### 景観形成基準の変更について【諮問】（景観形成地区指定による変更）

都市計画室 景観担当の金子です。

議案第1号、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更について、説明させていただきます。

お手元に、議案第1号の議案書を御用意ください。一枚めくっていただき、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準(案)」をご覧ください。以後、「景観形成基準」と略させていただきます。表紙右下に記載しているとおり、下線部が変更箇所でございます。

本日諮問します景観形成基準の位置づけについて、簡単に説明します。前方スクリーンをご覧ください。

景観形成基準とは、景観法における「景観計画」のことで、良好な景観の形成に関する計画を定めています。吹田市景観まちづくり条例では「景観形成基準を策定又は変更しようとするときには、吹田市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない」としていることから、本日、当審議会に諮問するものでございます。

景観形成基準の概要を説明します。議案書2ページをお開きください。なお、スクリーンの右上に議案書の該当ページを示しています。

(1)景観計画区域、吹田市全域を景観計画区域として、設定しています。(2)特に重点的に景観形成を図る地区として、ア.景観形成地区、イ.景観配慮地区があります。ア.景観形成地区は、現在32地区指定しています。イ.景観配慮地区の指定地区はございません。

4ページをお開きください。

3.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、(1)で、届出対象行為を定めています。スライドでは、建築物の届出対象行為について、抜粋して示しています。ア.景観計画区域とイ.重点地区(ア)景観形成地区では、届出が必要な建築物の規模が異なります。住居系の用途地域の場合、景観計画区域では届出の対象とならない高さ10m以下の建築物でも、景観形成地区では届出の対象となります。

5ページをご覧ください。

(2)では、行為の制限を定めています。ア.景観計画区域では、「本市における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、景観誘導基準(別表1及び別表2)のとおり」としています。別表1は、議案書のローマ数字Ⅰの1ページから4ページ、別表2は、ローマ数字Ⅱの1ページでございます。これらを全市基準と呼んでおります。

イ.重点地区では、別表3において、地区ごとの行為の制限、基準を定めています。こちらは、景観形成基準のローマ数字Ⅲの1ページからになります。議案書からは

省略しています。

なお、お手元のグレーのファイル「参考資料」に現行の景観形成基準をとじておりますので、景観形成地区の各地区の基準は、そちらをご参照ください。

つづきまして、8ページ、図1.景観計画区域図でございます。スライドにはカラーで映していますので、前方スクリーンをご覧ください。

薄いオレンジ色の範囲が景観計画区域で、吹田市全域です。赤色の部分が景観形成地区で、現在32地区ございますが、本日の諮問は、この景観形成地区を一地区、追加するという変更でございます。

次に、景観形成基準の変更の手順について、説明します。景観形成地区の指定を行うにあたり、本市担当所管を含む土地所有者等と、内容について協議し、景観アドバイザー会議にて相談をしたうえで、案を作成しました。土地所有者等へ景観まちづくり条例に基づく意見聴取を行い、パブリックコメントを令和5年9月1日から10月2日まで行いました。意見の提出はございませんでした。

本日、景観まちづくり条例に基づき、当審議会に諮問し、11月17日には、景観法に基づき、都市計画審議会の意見を聴いたのちに、告示及び縦覧を予定しております。

それでは、景観形成基準の変更内容の説明に入ります。変更内容は、景観形成地区複合住宅地区(古江台3丁目(1))の指定でございます。

本地区は、吹田市の北部に位置しています。画面中央、赤塗の場所が本地区です。北千里小学校と北千里保育園の跡地、それに隣接する既存敷地と道路に囲まれた範囲で、約2.4ヘクタールの面積があります。

画面の右上、阪急北千里駅から、300メートルほど西に進んだ位置でございます。本地区北側の道路は三色彩道とよばれ、この道路を東に進むと、令和3年度に開催した吹田市景観まちづくり賞のまちなみ部門を受賞した、紅葉の名所がございます。また本地区の東側には、古江路の愛称で親しまれている道路が通っております。三色彩道を挟んだ北側の赤枠は、北千里小学校のグラウンド跡地で、現在は民間の共同住宅が建っており、令和2年度に、中高層住宅地区として景観形成地区に指定しております。

こちらは本地区周辺の用途地域図です。本地区を含め、黄緑色の範囲が、第一種中高層住居専用地域で、民間の共同住宅やUR千里青山台団地、府営住宅などが立ち並んでいます。東側のピンク色の範囲は商業地域で、北千里駅前の商業施設が建っています。本地区より南西側は、第一種低層住居専用地域で、戸建住宅が立ち並んでいます。

こちらは航空写真です。周辺の街路樹やUR団地内の豊かな緑が見て取れます。地形は、本地区北東の交差点から、西側、南側に向かって、なだらかに高くなっています。

本地区の土地利用状況について、ご説明します。

網掛け部分が北千里小学校等の跡地で、土地の利活用が進んできている状況です。青色部分には、昨年 11 月にオープンした「まちなかりビング北千里」があります。緑色の部分には、民間の保育所を誘致し、昨年 4 月に開所しております。黄色の部分には、民間の高齢福祉施設が、今年 3 月に開所いたしました。赤色の部分は現在更地で、民間事業者の有償で貸し付けたうえで、提案施設の建設及び運営を行っていただくための、公募型プロポーザルを実施しているところでございます。

紫色の部分は民有地であり、平成 11 年から民間の福祉施設が立地しています。南西の細長い形状の部分は、吹田市が管理する道路敷きで、緑地帯となっています。

本地区は、北千里駅に隣接し、主要な幹線道路の交差点に位置する景観的にも重要な地区であり、高低差のある地形という特性から、全市基準に加えて地区の特性に合わせた景観誘導が必要な場所でもあります。本市では、北千里小学校廃校後の土地利用を見据える中で、地区整備計画と併せて、小学校跡地の景観形成地区指定の準備を進めておりました。

地区指定に向けて、土地所有者である本市関係部署との協議を行い、まず民間へ土地の売却を行うこととなった、本地区北側のグラウンド跡地部分を令和 2 年に「中高層住宅地区青山台 1 丁目 (1)」を景観形成地区に指定しました。

当該地区に関しては、令和 2 年以降から保育施設や高齢者施設、図書館を含む複合施設としての土地利用計画が進む中で、北東の角地は活用方針が定まらず、この街区を一定のまとまりとして景観形成地区に指定することが難しい状態でありました。そのため、先行して建設される各施設については、事業者募集の際に景観形成地区に指定する予定地区であることや、基準の案の提示をして協議を行ってまいりました。そのような経過から、当地区内の施設について、今回景観形成地区を指定することは問題ないと考えています。また、長年未定でした北東角地の活用方針についても決定したことを受け、景観形成地区指定の手続きを進め、今回このタイミングで審議会に諮問するものです。

利活用事業の公募型プロポーザルの内容について、簡単にご説明します。青色破線枠が事業用地で約 6500 ㎡の面積があります。そのうち貸付用地は、赤色の部分で約 1800 ㎡の面積です。黄緑色で着色されている斜面と広場は、吹田市が整備を行いますが、事業用地全体の維持管理については、事業者が行うという内容となっています。斜面と広場の整備は今年度中に行われる予定です。

次に、周辺の写真を紹介します。地図上の赤色の矢印は、撮影位置と撮影方向を示しています。写真の赤線は本地区の大まかな境界線を示しています。

この写真は北千里駅の北側、三色彩道にかかる歩道橋から、本地区の方向を写しています。正面右側の建物が、北千里小学校グラウンド跡地の青山台 1 丁目(1)の共同住宅です。

こちらは三色彩道と古江路の交差点、本地区の北東側からの写真です。写真中央に

事業用地の斜面が写っています。この斜面は約10mの高低差があります。現在の形状を活かした形で、斜面の整備が行われる予定です。

三色彩道からの写真です。写真中央右寄りに、高齢福祉施設と保育所にアプローチする通路が写っています。事業用地への車でのアプローチは、この位置からとなります。

三色彩道から福祉施設を写した写真です。道路は北東に向かってくだっています。

こちらは本地区南西からの写真です。地区内の緑地帯には、桜などの高木が植わっています。

本地区、南側の道路からの写真です。福祉施設の建物は、南側がメインのアプローチとなっています。南側道路にも、街路樹が植わっています。

南側道路から保育所を写した写真です。保育所の敷地は、道路より約3m低く、敷地内が斜面となっています。保育所の後ろに高齢福祉施設の最上階、4階部分が見えています。

南側道路から事業用地の入り口を写した写真です。現在は、工事用のフェンスが設置されています。写真右側、まちなかりビング北千里の建物の手前には、施設内の広場があり、フェンスで囲まれています。

本地区南東からの写真です。写真左側、地区外の民間の共同住宅ですが、敷地の豊かな緑が見て取れます。

本地区東側、古江路に面するまちなかりビング北千里と事業用地の斜面を写した写真です。

こちらは、まちなかりビング北千里の敷地内から、事業用地を写した写真です。

ここからは、景観形成地区 複合住宅地区(古江台3丁目(1))の指定内容について、説明いたします。それでは、議案書のローマ数字Ⅲ-107ページをお開きください。

本地区は、吹田市古江台3丁目地内にあり、約2.4ヘクタールの面積があります。本地区は、景観形成地区の指定と合わせて、地区整備計画を策定する予定です。

ここで少し、地区計画について説明します。前方スクリーンをご覧ください。本市では千里ニュータウン全域に対して、地区計画にて、「目標」と「方針」を定めています。建築物等に関する具体的な制限に関しては、地区ごとに、順次、地区整備計画を追加しております。

地区整備計画と景観形成基準は、それぞれ根拠とする法令が異なります。定められる内容は重なる部分もありますが、本市では、同じ場所に地区整備計画と景観形成地区を指定する際には、定める内容について、役割を分担しています。地区整備計画では、建築物の用途や規模等について定め、景観形成基準では、建築物の外観デザインや色彩、通りに面する部分の植栽や設えといった内容を定めております。

スライドに、本地区の地区整備計画の案の概要を示しています。本地区の土地利用の方針は、「複合住宅地区」とし、中高層住宅地区のうち、街角や幹線道路沿いの地区



において、立地特性に応じて生活関連機能等の立地誘導を図る地区、と位置付けております。そのほか、「千里ニュータウンのまちづくり指針」などにに基づき、制限の内容を定めています。本地区の地区整備計画については、11月17日の都市計画審議会にて、諮問する予定でございます。

それでは、景観形成地区の説明に戻ります。議案書Ⅲ-107 ページと前方スクリーンをご覧ください。オ、基本方針です。スライドの青枠内には、景観まちづくり計画における景域別 景観まちづくり方針を示しています。景域とは、景観特性がおおむね共通するひとまとまりの空間の範囲のことです。本地区は景域1千里ニュータウン境界にあたるので、景域1の方針を、そのまま本地区の基本方針1、としています。また、本地区は景域3北千里駅界隈に隣接しており、隣接する景域の景観特性が、本地区にもにじみだしてくることから、基本方針2は、「落ち着いた空間を形成し、人々の交流やにぎわいが感じられる景観をはぐくむ」としています。

つづきまして、基準の説明に入ります。「カ.基準 別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。ただし、一部基準を除く。」としています。原則として、吹田市全域に係る基準を景観形成地区にもかけるようにしていますが、のちに説明します、外壁の色彩基準において、一部、全市基準とは異なる基準を設けています。

具体的な基準の内容です。複合住宅地区のため、これまで指定してきた千里ニュータウンの戸建・低層住宅地区の基準と中高層住宅地区の基準を合わせた形としています。主な項目のみ抜粋して説明させていただきます。

a.建築物、1.全体計画・配置等では、7項目、定めています。(4)で、「既存の斜面緑地や景観木の保全や育成に努め、それを活かした緑化計画とすることで、風景を継承する。」としており、景観上重要な樹木を「景観木」として表現し、保全や育成に努めます。本地区内の小学校等跡地は、一度更地にされているので、過去から残る景観木はありませんが、近年の土地利用転換で植えられた樹木の保全や育成に努め、風景を継承することとしています。(7)では、三色彩道と古江路からの見え方への配慮を求めており、千里ニュータウンの特徴である良好な道路景観をまもりはぐくむことを意図して設けています。

Ⅲ-108 ページをご覧ください。2.屋根の形態意匠及び素材については、3項目設けています。(2)「勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。」としています。続いて、3.形態意匠及び素材です。9項目設けています。(4)では、外壁だけでなく、手すりや隔て板などについても、色への配慮を求めています。

(5)、(6)は外壁の色彩基準です。(5)では、高さ10m以下で建築面積が600㎡以下の、比較的小規模な建築物については、全市基準の別表2によるものとしています。なお、ただし書きにおいて、「外壁に木材を使用する部分は、明度の下限値はこの限り

でない。」としており、木材を使用する部分は暗い色の外壁も使用可能としています。(6)は、これまで指定してきた千里ニュータウンの中高層住宅地区と同等の色彩基準で、全市基準よりも彩度を抑えた、より落ち着いた色のある色彩となるよう定めています。

前方スクリーンをご覧ください。

色彩の景観誘導基準(代表的な色彩のカラーチャート)を用いて、色彩基準について説明させていただきます。議案書のⅡ-1 ページ、A3カラー刷りの別表2の裏面Ⅱ-2 ページにも同じ図がございます。

この図の中の水色の枠内が、全市基準において使用可能な色彩です。(5)の比較的小規模な建築物の場合は、全市基準と同じ色彩基準とし、木材を使用する部分は、明度の下限値を設けないものとし、スライドの黄色の枠内が使用できるものとします。全市基準よりも明度を緩和する理由を、次のスライドで説明します。

スライドに表示しているのは、片山町にある吹田グリーンプレイスの写真です。令和3年度に開催した吹田市景観まちづくり賞のまちなみ部門を受賞しました。暗い色の杉材を外壁に使用しており、植栽や人の活動の背景として、落ち着いたなかにもにぎわいを創出しています。この建物は高さが10m以下であるため、景観の届出対象外の規模ですが、景観形成地区内に建築する場合は、高さ10m以下の建築物でも景観の届出の対象となり、原則として、別表1、別表2の景観誘導基準への適合を求めています。

しかしながら、本地区においても、小規模な建築物であれば、吹田グリーンプレイスのような外観デザインが可能となるように、(5)において、木材を使用する部分は、明度の下限値はこの限りではないとしています。

また、本地区内のまちなかりビング北千里は、「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」に則り、大屋根の軒天上や内部に木材をふんだんに使用した、木のぬくもりが感じられる施設となっています。外壁に木材を使用する部分の色彩基準を緩和することで、地区内の建物と調和を図りながら、木材利用を促進することを期待しています。

続きまして、(6)の小規模な建築物を除く、建築物の外壁の色彩基準を、スライドに赤枠で示しています。赤枠からはみ出ている水色の枠の部分が、全市基準より厳しくなることで、使用できなくなる色彩です。

議案書Ⅲ-108 ページに戻ります。(7)高台に立地する特性を考慮し、中高層部の外壁の色彩は、高めの明度とするなど、空に馴染みやすい色彩計画とします。としています。現時点では、中高層の建物の新築計画はありませんが、数十年後の土地利用転換を見越した内容の項目です。

続いて、4.敷地です。(2)道路際はできるだけ周辺の緑と連続性をもたせ、花や緑により四季を演出するなど、緑豊かな景観の形成を図る。など、4項目設けております。

Ⅲ-109 ページをご覧ください。5.駐車場・駐輪場は、(2)道路や敷地境界よりできる

限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。など、4項目設けています。  
6.ごみ置場・付帯施設等は、3項目あり、(2)で、設備類の周辺からの見え方への配慮を求めています。

7.植栽は、3項目設けています。(1)で敷地内の既存樹木について記載しています。全体計画でも「景観木」について触れていますが、事業計画上、景観木が残せない場合でも、植え替えるなどの対応を求めています。

次に、b.工作物です。1.擁壁の基準として、(2)道路に面する擁壁は、植栽空間の確保や表情のある仕上げ等の工夫により圧迫感を低減し、デザインの要素として扱う。など、3項目設けています。2.広告塔等では、高さ4mを超える広告塔等は設置しない。としています。ただし書きで、期間を定め設置するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。としています。これは期間限定の行事などで設置する広告塔などを想定しています。

c.開発行為では、緑化と造成計画について定めています。2.造成計画で、「既存の斜面緑地の保全や継承に努め、地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。」とし、既存の斜面緑地の保全を強調しています。

III-110 ページと前方スクリーンをご覧ください。d.屋外広告物の基準としては、9項目設けています。本地区は吹田市屋外広告物条例における重点制限区域にあたりますので、重点制限区域の許可基準に上乘せする形で、この9項目の基準がかかることとなります。

地区内には小規模な商業施設ができる可能性もあることから、細やかな基準を設けています。(1)で、「地区内の事業又は営業を内容とする広告物又は掲出物件のみ」としております。(7)、(8)では建物用途によって、基準を分けて規制しています。これは、建物の用途によって、必要とされる広告物の表示面積が異なるためです。

(7)住宅の用途のみに供する敷地では、大きな広告を掲出する必要がありませんので必要最小限の数値としています。

(8)は住宅以外の用途の敷地です。①壁面広告物は、面積などは許可基準のとおりですが、デザインなどに工夫を求めています。②地上設置型広告物は、1基当たりの表示面積を10㎡以下、一敷地で2基までとしています。許可基準では、地上設置型は1基当たり20㎡以内で、一敷地当たりの表示面積の規制はないため、②はより厳しい基準となっています。

(9)はただし書きです。期間を定め表示するものや、地区の名称や地区の案内図などの広告物は、まちなみに配慮したものとなるよう協議したうえで、上記(1)から(8)の基準を緩和できるものとしています。

以上で、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更について、の説明を終わります。それでは久会長、よろしくお願いいたします。

## 6.質疑応答

### ○渡会委員

景観まちづくり計画を改定された後、最初の景観形成地区の追加指定ということ、また地区としても三色彩道と古江路の交差点付近ということで絶好の景観ポイントだと思います。北千里小学校跡地の原風景である斜面緑地等を活かしてということで、将来的に良いまちなみ景観を造っていこうということですね。

今、完成しているまちなかりビング北千里は図書館、児童センター、公民館の複合施設ですが、これ以上に、福祉の施設とか保健センターとか、買い物に便利なスーパー等を複合化したものが吹田市各所にできると市民が生活しやすくなる、そこにすいすいバス等の公共交通機関を整備すれば良いまちなみになっていくと思うのですが、それも含めた景観を考えることはできないでしょうか。目に見えるものだけでなく、人々の営みも景観と捉えることがあっても良いのではないのでしょうか。

### ○久会長

施設配置の話になってしまいますので、なかなか景観担当だけでは回答できない部分があると思います。さらに第1種中高層住居専用地域という用途地域が掛かっていますので、商業地域の隣ということで複合住宅地区としていろいろなものを誘致しようとはしていますが、それも用途地域の制限の中での計画となります。他のところは、空地が残っていたとしても厳しい用途地域が掛かっている場合は、難しいのかなと個人的には思いますが、いかがでしょうか。

### ○田中都市計画室主幹

直接的な回答になるかわかりませんが、今回諮問をさせていただいている案件に関しましては、景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更ということで、全市にかかっております基準に対しまして、今回このような土地利用される土地に対して、新たな区域だけに係る独自基準を上乗せさせていただくというような形の基準の変更ということになっております。

説明の中でもありましたけれども、今回は景観形成基準の変更ということで、主に色彩デザイン等に関する基準の内容ということになっておりまして、具体的な形態制限等につきましては、地区計画、千里ニュータウンにつきましては、地区整備計画という基準を設けまして、まちづくりを誘導していこうというところがございます。景観まちづくり計画の中でも、人の営みというところは、景観の重要な一つの要素として扱っておりまして、そういった人の営みがさらに向上するような形でのアプローチということも今回の基準に反映させております。

### ○久会長

先ほど渡会委員のお話でいうと、今諮問させていただいている近くというならば、国立循環器病研究センターの跡地の建て替えのときも、沿道部分に商業施設等が配置されていますし、それから津雲台グローバルビレッジ、大阪大学の留学生会館の跡地の開発でも低層部に商業施設等も入っておりますので、徐々にこういういわゆる再開発の時には、どんどんにぎわい施設も入ってきているので、それらの延長線上で、いろいろまた次の開発が考えられるときは、先ほどのご意見も参考にしながら、上手く誘導していただければと思います。

#### ○阿部委員

108 ページの形態意匠及び素材の(6)のところの色彩の制限ですが、先ほど別表2 に対しては、さらに厳しいような内容になっていると思いますが、そのねらいと、具体的な数字を決めるときの考え方とか、もう少し詳しく教えていただければ幸いです。

#### ○酒井都市計画室主査

この基準を上乗せしているねらいですが、千里ニュータウン地区がとても緑豊かなところであるということで、緑豊かな地区にふさわしいような色彩になるように彩度を若干落とした落ち着いた色彩となるよう、この基準を設けております。

#### ○秋月委員

先ほどの色彩についても私も少し気にはなっていたのですが、ちょっと一覧表の方を出していただけますでしょうか。

明度が5から8.5ということと、彩度を落とすということで、自然の景観にふさわしいような調和するようというふうにおっしゃっていただいたのですが、吹田グリーンプレイスの写真を見せていただけますか。

この場所では、基調としては茶色の色彩を使っているというところがあると思うのですが、ABC マートの屋外広告物は、結構彩度が高くても、この背景がこういう色であれば、うまい組み合わせにはなっていると思うのですよね。彩度を低く、厳し目にするのが本当によろしいのかなというふうに思ったので、この辺りのことをもう一度ご説明いただけますか。

#### ○酒井都市計画室主査

今、スクリーンに映しております吹田グリーンプレイスは比較的規模の小さい10m以下の建築物ですので、それに対しては木材を利用する部分に限っては、明度の下限値をこの限りでないとしております。

彩度につきましても、全市基準と同じ彩度が使えるということになっておりますので、こういった10m以下で建築面積が600㎡以下のものにつきましては、そういっ

た基準を設けております。

#### ○久会長

おそらく、秋月委員のご指摘は、ABC マートの屋外広告物の色かなと思うのですが、そこはアクセントカラーになるので、かなり自由に使えるという解釈でいいですか。

#### ○渡辺都市計画室参事

阿部委員の方からご質問いただきましたのは 108 ページの (6) ということですので、小規模な建築物ではなくって、千里ニュータウンのこのエリアにおきまして彩度 3 未満と、厳しくしていることについてのご質問ということではよろしかったでしょうか。また、秋月委員も同様の項目に対してではよろしかったでしょうか。

こちらに関しまして、千里ニュータウンは中高層の住宅が非常に多い地域となっております。合わせて先ほど担当から申し上げたように緑の多い地域ということで、ボリュームの大きい建物に関しては、遠くから見たときのイメージを持っていただいたときに、建物が主役ではなくて、緑と調和するような景観を目指して、これまでの千里ニュータウン内の景観形成地区の基準では彩度の方を少し、全市の基準よりも下げるということを行っています。

また、吹田市では屋外広告物ガイドラインがありまして、屋外広告物を高層につけて欲しくないという思いがあります。低層部の人の視線が届く範囲に効果的につけて欲しいということを考えておりまして、低層部に関しては、木材を使用する部分に限りますが、外壁に比較的明度の低い色彩を用いて屋外広告物と調和するデザインは可能としております。

先ほど、大きな壁面の色彩の話をしていただきましたが、各基準の中で、住宅系の用途地域であれば 5% までアクセントカラーが使用可能となっておりまして、今の基準でも重点地区の基準でも 5% 以内であれば明度の低い色を使えます。

久会長の方からおっしゃっていただいたように、低層部分における屋外広告物との調和は、今回の基準に限らず可能でございます。

#### ○長町委員

昨年度、景観に関する基本計画やデザインマニュアルが改定されて、夜間景観への配慮についても整ってきたと思うのですが、この基準やガイドラインに対して、どのように夜間景観を誘導していくのでしょうか。

#### ○田中都市計画室主幹

今回の区域の中で北東の事業用地における公募型プロポーザルの参考資料にこの

基準案を添付しております。また、公募条件の中にも夜間景観に配慮したものとする  
ことを明記しております。そのプロポーザルの事業者選定にあたっては、夜間景観へ  
の配慮についても加味されますし、今後、事業者から出てくる建築物の景観届出にお  
いても夜間景観に配慮されたものであるかどうかを確認することができると考えて  
おります。

今回の重点地区の基準 a.建築物 1.全体計画配置等（6）だけでなく、全市の景観誘  
導基準の中にも夜間景観に配慮するという基準があり、今回それに上乘せをさせてい  
ただくということになります。そういった中で、それをしっかり事業者さん等にわか  
りやすく、説明するためのツールとして昨年度景観デザインマニュアルを改定しまし  
たので、景観デザインマニュアルを使いながら、夜間景観の誘導をしていきたいと考  
えております。

#### ○長町委員

重要なのはプロポーザルの仕様書にどの項目でも配慮しなさいと一言書いてある  
ことが非常に大事です。それで十分だと思います。

#### ○上甫木副会長

法面のことについて少し触れたいと思います。当該地の斜め向かいの法面というの  
は植栽にボリューム感があって、素晴らしい景観を形成していると思います。

今回のところはそれと対になるようなところですので、交差点の緑は非常に効果的  
ですので、対面の緑と調和するような植栽を選定していく誘導をやっていく必要があ  
るように思います。

この基準の敷際のところと、植栽のところだけにはちょっと読みきれない部分があ  
るので、周辺のボリュームある緑との連続性とか調和を図るとか、そういった文言が  
あるといいように思います。

#### ○酒井都市計画室主査

当該地の交差点对面のところは中木や高木が結構あり、そういったボリュームがあ  
る植栽となっております。

今回の基準ではそういった樹種の指定や中木高木低木っていうような分類を入れ  
ておりませんので、ボリュームのあるものを配置していただくような基準にはなっ  
ていないのが現状です。北東の事業用地には、法面上部の広場に中木や高木を配置す  
るというような計画もございますので、法面ではないですけども、広場のあたりで緑の  
ボリュームを出すような検討をしているところでございます。

#### ○上甫木副会長

今回の法面は勾配がそれほど急ではないので、中木・高木を植栽することはある程度可能ではないかと思えます。街路景観を構成するのに重要ではないかと思えます。

#### ○渡辺都市計画室参事

今回の基準のⅢ-109 ページに植栽という項目がございまして、こちらの方の(1)は敷地内の既存樹木の保全等について、風景の継承等について記載があり、(2)は周辺の景観と調和し良好な景観とするために、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化するという記載があります。これは交差点北東側の少しこんもりした緑等も含めながら、そことの調和ということをねらって書かせていただいているような項目になります。

また、敷地の南西側の細長い部分、こちらの道路敷に桜の木がありまして、こちらの方からの連続性ということで、敷地の中に桜の木を配置したり等、周辺との連続性は意識して計画されております。

ボリュームに関しては、こんもりしたような植栽の斜面にはなりません。この理由が2つありまして、一つが、駅前広場、また駅前の交差点と交流するような場所をねらっていますので、どちらかというで見晴らしの良い斜面にした上で、歩行者が道路から、この上の利活用地がよく見えるような状況で、交流の場をつくりたいということ。もう一つが事業スキームの話で、こちらの斜面を含む利活用地を管理される事業者が、この斜面を管理するということで、管理が不行き届きで、よろしくない状態にならないために、どういったようなボリュームや樹種が必要なのかという視点も踏まえまして、周辺との連続性、維持管理のしやすさ、交差点の交流の妨げとならない樹種ということで、今検討させていただいているのが地被類や低木を中心とした斜面緑地という形になります。

#### ○上甫木副会長

今後に向けて2点お願いしたいことがあります。

公募型プロポーザルは実施中ではありますが、この基準の基本方針の2に人々の交流やにぎわいが感じられる景観と記載があります。にぎわいという観点から広場を敷地の中心部に配置して、いろんな施設の交流の場として、利用する方がいいのではないかと思います。土地利用の配置計画の段階から景観に配慮することが非常に重要なので、その辺りに配慮していただきたいというのが1点。

それからもう1点は、既存樹木を活かすということが書かれているのですが、プロポーザルをやる時点で、すべて平地にされたということで、数十年の時を経て樹木が育成されているので、そういうものはやっぱり次の計画の景観資産として活かすということを運用の段階で考慮していただきたいなと思えます。

先ほどの法面に関しては、そういうような視点であれば良いと思えますが、気にな



るのは北千里駅側との2階レベルでのデッキの整備です。そのデッキの配置と広場との関係があるのかなと思います、この段階である程度計画を固めておく方がよいと思います。

#### ○久会長

上甫木副会長のご指摘は、建築物の飾りとしての景観ではなくて、やはり土地利用のあり方そのものが整ってこそ、景観づくりですよということです。

今回はもう間に合わない段階に入っていますけれども、今後同じような、面的な開発が出てきたときは、その辺りもきちんと考えていただきたいというご要望かと思えます。

ちなみに私個人的にはまちなかりビング北千里をよく利用していますが、もうすでにまちなかりビング北千里の北側が裏側の感じになっています。

さらに事業用地と一体性をつくり出そうとしても、もうすでにまちなかりビング北千里の方が縁を切っているような形態になっているので、ちょっともったいないなという気がします。この辺りはまちなかりビング北千里を計画する時に、北側敷地へどうつなげていけるかっていうところも、設計段階であった方がよかったと思っております。

今後、北側敷地と一体的につなげるような形で、まちなかりビング北千里側での工夫をしていただければありがたいと思います。

#### ○渡会委員

里山と小さなふれあい広場をこの場所につくっていくという方向性はよいと思います。最近、地球温暖化のためにヒートアイランド現象が起こっている中、旭通商店街ではミストの噴霧がされています。高齢者は結構助かっています。どこでも行うことは難しいと思いますが、ある地区で行ってみるとか計画的に連続していくといいと思います。

#### ○久会長

渡会委員のお話は、景観だけではなくて、まち全体のまちづくりの計画としてどうするかを問われており、この地区だけの話で取り上げるのは難しいのかなと思います。お話を承るということでご容赦いただければというふうに思います。

#### ○松田委員

屋外広告についてお伺いしたいと思います。110ページになりますが、住宅の用途のみに供する敷地の場合は表示面積の合計は10㎡以下に規制されておりまして、吹田市では自家用5㎡以下は適用除外となっておりますね。私ども吹田市さんと一緒に

申請率を上げるために一緒にまち歩きとかしております、自家用 5 m<sup>2</sup>以下は許可申請不要となりますよね。自家用 5 m<sup>2</sup>以下でも重点地区は何か申請があってもいいのかなと思います。適用除外になると、せっかくこれだけ規制されているのに、自家用 5 m<sup>2</sup>以下で好き放題されているところを見たりしております。重点地区は申請の義務があってもいいのかなと思っております。

○田中都市計画室主幹

この屋外広告物の基準に関しましては、屋外広告物条例と景観形成基準が二重にかかるということになりまして、屋外広告物条例では自家用 5 m<sup>2</sup>以下は適用除外になりますが、こちらの方に関しましては景観の基準が別途かかりますので、景観の届出は必要ということになります。その部分でしっかりと屋外広告物の部分に関しては我々もしっかり確認をしていくというところがございますので、ご理解いただければと思います。

○松田委員

業界といたしましても、こういう地区には厳しい規制をしていただいてもいいと思っております、メリハリといいますか商業地域は緩めにしていただいて、こういう地区には厳しくしていただく方が景観に配慮したものになっていくのかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○久会長

それでは様々運用に際してのご意見いただきましたので、またそれは運用でしっかりと実現をしていただくということで、基準としてはこの内容でよろしいでしょうか。それではご異議ございませんので議案第 1 号の内容につきましては、原案通り承認をさせていただきます。

(休憩)

## 8.案件説明

○久会長

本日は報告案件が 1 件残っております、重点地区指定後のまちなみの現状についてということで事務局から報告をお願いします。

### 重点地区指定後のまちなみの現状について

都市計画室の和田です。

重点地区指定後のまちなみの現状について、ご報告いたします。本日は、近年重点

地区に指定した4地区のまちなみの現状について、現地の写真も交えてご報告いたします。景観法に基づき景観形成基準に定めた内容が、現在どのような形となっているのか、どのような効果がみられるのかを委員の皆様と共有し、今後の重点地区指定に向けて参考にしたいと考えております。

図は、本日まで報告させていただく4地区の位置を示した地図になります。青い囲みが景観計画区域になります。青い囲みの中にたくさんある小さい赤い囲みが、景観形成地区、すなわち重点地区になります。重点地区は全部で32箇所ございますが、本日はその中で、中高層住宅地区（高野台4丁目（1））、中高層住宅地区（佐竹台5丁目（1））、戸建・低層住宅地区（佐竹台5丁目（2））、複合住宅地区（藤白台5丁目（1））の4地区について、順番にご報告させていただきます。

まず、中高層住宅地区（高野台4丁目（1））についてご報告させていただきます。本地区は、面積約1.1ヘクタールで、令和2年9月に重点地区に指定しております。阪急南千里駅の東側に位置し、周辺には高野公園や高野台中学校等が立地しております。お手元の資料、「景観形成基準」のⅢ-83～85ページに本地区の基準を掲載しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

図は本地区の計画内容をまとめたものです。本地区では、既存の府営住宅の集約建替えが行われました。

写真は府営住宅を西側から写したものです。右上の地図に撮影位置と撮影方向をお示ししております。また、青囲みの中に景観形成基準において定める内容を掲載しております。

景観形成基準では、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせるものとしております。建物は、外壁面の分節化、バルコニー手摺に複数の素材を使用する等、変化を持たせて圧迫感を和らげる設計になっております。

また、景観形成基準では、道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置するものとしております。現地では、共同住宅と道路の間に、植栽帯が連続して設けられており、低木や中木により緑化がなされております。

続いての写真は、本地区の北側に設けられている、駐車場の入口を写したものです。景観形成基準では、駐車場や駐輪場は道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮するものとしております。共同住宅と隣地の斜面緑地に挟まれた位置に駐車場を設けるよう計画がなされ、敷地外から見えにくくなるよう工夫がなされています。

続いての写真は、先程お見せした駐車場の入口より、駐車場を共同住宅に沿って進み、共同住宅の東側を撮影したものです。この付近は敷地外から見えない部分となっております。

続いての写真は、先程お見せした駐車場の入口より、駐車場を共同住宅に沿って進

み、共同住宅の東側を撮影したものです。この付近は敷地外から見えない部分となっております。

続いての写真は、駐車場を更に進んだ位置から撮影したものです。駐車場に隣接して駐輪場が、敷地外から見えない位置に設けられております。中高層住宅地区（高野台4丁目（1））についてのご報告は以上です。

次に、中高層住宅地区（佐竹台5丁目（1））についてご報告させていただきます。本地区は、面積約0.7ヘクタールで、令和3年11月に重点地区に指定しております。阪急南千里駅の東側に位置し、周辺には高野台中学校や佐竹公園等が立地しております。

お手元の資料、「景観形成基準」のⅢ-90～92ページに本地区の基準を掲載しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

図は本地区の計画内容をまとめたものです。本地区では、既存の府営住宅の集約建替えが行われました。建替え後の府営住宅は令和2年度に完成しており、本地区を重点地区に指定する前から存在している建物になります。

写真は府営住宅を北西側から写したものです。景観形成基準では、敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫するものとしております。道路から見通せる角地に、シンボルツリーのある広場が設けられ、入居者以外でも広場にアクセス可能となっております、開放的な空間となっております。

続いての写真は、先ほどの広場を府営住宅側から写したものです。府営住宅の広場と道路が一体となり、開放的な空間が作られております。

続いての写真は、府営住宅を北東側から写したものです。景観形成基準では、駐車場や駐輪場について、建築物との一体化やデザインの調和を図るものとしております。駐輪場の目隠し塀は、共同住宅の外壁と類似した色彩が採用されており、建築物とデザインの調和が図られる設計となっております。また、景観形成基準では、道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置するものとしております。現地では、駐輪場の目隠し塀が道路から後退して設置されており、植栽を植えるスペースが設けられております。

続いての写真は、植栽の様子を別の角度から撮影したものです。道路との間に連続して植栽帯が設けられ、緑化がなされております。中高層住宅地区（佐竹台5丁目（1））についてのご報告は以上です。

次に、戸建・低層住宅地区（佐竹台5丁目（2））についてご報告させていただきます。本地区は、面積約1.9ヘクタールで、令和3年11月に重点地区に指定しております。また、先ほどご報告させていただいた中高層住宅地区（佐竹台5丁目（1））の南側に位置しております。

お手元の資料、「景観形成基準」のⅢ-93～95ページに本地区の基準を掲載しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

図は本地区の区画割を示したものです。本地区は、かつて府営住宅が立地していましたが、集約建替えに伴う活用地として、現在は戸建住宅が完成、または工事中となっております。なお、重点地区内では、建築確認申請が必要な建物は全て届出の対象となっております。戸建住宅の建築についても、届出の対象となります。

写真は、戸建住宅が完成した区画を撮影したものです。景観形成基準では、屋根は勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮した形状とするものとしております。完成した戸建住宅の屋根は、黒色で勾配のある形状で統一されております。また、景観形成基準では、外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とするものとしております。本地区では個別の色彩基準は定めておらず、景観形成基準において定める全市基準を適用しておりますが、外壁がYR系の色相で統一されており、整ったまちなみが形成されております。また、景観形成基準では、隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から500mm、すなわち50cm以上控えて設置し、隣接地の緑とのつながりに配慮するものとしております。現地では、道路境界から控えた位置にフェンスが設置され、道路との間に空間が設けられております。また、景観形成基準では、駐車場は平面駐車とし、舗装仕上げ等は表情のあるものを使用するものとしております。現地では、駐車場の舗装が石材や地被類などを用いた、表情のある仕上げとなっている様子を確認しました。また、景観形成基準では、設備類は植栽等により公共空間（道路等）から直接見えにくいよう配慮するものとしております。現地では、設備類が道路から隠れるよう、植栽や設置位置等の工夫がなされております。また、景観形成基準では、シンボルツリーを配置する場合は、可能な限り道路から見える位置に配置するよう努めるものとしております。現地では、道路に面する位置にシンボルツリーが植えられている様子を確認しました。

続いての写真は、本地区の東側に位置する斜面緑地になります。斜面緑地は、地区計画において壁面の位置の制限を定めている範囲に位置しております。斜面緑地には通路やベンチ、菜園などが設けられております。また、東側に隣接する既設の公園と一体的に利用できるよう整備されております。戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))についてのご報告は以上です。

最後に、複合住宅地区(藤白台5丁目(1))についてご報告させていただきます。本地区は、面積約7.0ヘクタールで、令和4年3月に重点地区に指定しております。阪急北千里駅の北側に位置し、周辺には北千里高校や千里北公園等が立地しております。

お手元の資料、「景観形成基準」のIII-99～106ページに本地区の基準を掲載しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

図は本地区の計画内容をまとめたものです。本地区では、かつて国立循環器病研究センターが立地しておりましたが、北大阪健康医療都市(健都)への移転に伴い土地利用転換が行われ、商業施設や戸建住宅、共同住宅の工事が進められております。

写真は、商業施設を撮影したものです。既に複数の商業施設が営業を開始しております。景観形成基準では、敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮するものとしております。サインを一基の広告板に集約化することで、景観に配慮した屋外広告物となっております。また、景観形成基準では、高さが4mを超える広告塔等は、千里けやき通り（府道箕面摂津線）及び千里緑地の景観に配慮し設置しないものとしております。本地区南側に隣接する千里けやき通り沿いに、高さを抑え、景観に配慮した形で広告塔が設置されております。また、景観形成基準では、駐車場は平面駐車を基本とし、駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫するものとしております。駐車場は平面駐車となっており、駐車区画は緑化ブロックにより仕上げられております。

続いての写真は、千里けやき通りより、周辺の植栽の様子を撮影したものです。景観形成基準では、千里けやき通りの緑との連続性に配慮するものとしております。現地では、千里けやき通りに面して植栽帯を設け、千里けやき通りの街路樹と一体となった緑地が形成されております。

続いての写真は、戸建住宅が完成した区画を撮影したものです。景観形成基準では、道路際はできる限り緑化し、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる、また、シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつけるものとしております。現地では、道路に面してシンボルツリーや地被類が植えられているなど、緑化がなされております。

続いての写真は、千里けやき通りに面して設けられている、戸建住宅の擁壁を撮影したものです。景観形成基準では、擁壁は周囲の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行うとともに、千里けやき通りからの見え方について、形態意匠の連続性に十分配慮するものとしております。戸建住宅の擁壁は茶色く、表面に凹凸のある化粧型枠が使用されており、表情のある仕上げとなっております。

続いての写真は、戸建住宅の擁壁を別の位置から撮影したものです。同じ化粧型枠が連続して使用されており、統一感のあるまちなみとなっております。

続いての写真は、工事中の区画を撮影したものです。写真の手前側が戸建住宅、奥のタワークレーンが写っている部分が共同住宅の区画となります。共同住宅は現在工事中であり、戸建住宅についても現時点では空いている区画が多数存在している状態です。複合住宅地区（藤白台5丁目（1））についてのご報告は以上です。

重点地区指定後のまちなみの現状についてのご報告は以上となります。久会長、よろしく願いいたします。

#### ○久会長

只今の報告につきまして、ご質問ご意見賜ればと思います。

#### ○高原委員

拝見したそれぞれの景観重点地区は、どこもすばらしくなっていると思うのですが、3つ目の戸建て住宅の景観ですが、電柱と電線が非常に目立っています。

関西電力側にも電柱・電線等のコスト・機能など、色んな条件があるのは理解できるのですが、例えば吹田市の景観担当から新しく開発される地区については、関西電力に対して無電柱化のお願いはできないものでしょうか。

せっかく景観の重点地区を指定しているのに電柱・電線によって、その努力が台無しという風にも感じます。行政だから言えるということもあるのではないかと思います。

#### ○久会長

これはディベロッパーが直接関西電力に無電柱化のお願いをしているのですね。地下化しなくても、美装柱とか、トランスが細いものであったり、或いは電線ケーブル類の配線の仕方によってもう少しすっきり見せられることもあります。

今後、佐井寺西区画整理事業のところにも出てくると思いますので、こういう面的な開発が行われるときは、電柱とか電線類のやり方について、工夫をお願いできたらと思います。

確認ですけど今写っているところ敷地面積が150㎡ぐらいですか。なぜそれを確認したかという150㎡だとほとんど庭が取れないので、植栽が少し寂しい感じになりますよね。平均敷地規模と植栽の入る量というのは相関がありますので、200㎡程度のゆったりした敷地であれば、しっかりとした植栽も入るだろうと思います。

#### ○渡会委員

景観形成基準の変更ということで、景観まちづくり計画に目を通させてもらったのですが、過去、景観まちづくり審議会や景観アドバイザーの方々によって、かなりの年数をかけて時間かけて、審議・議論されていますね。

私の個人的なお願いですが、景観まちづくりということに関して、ユニバーサルデザイン、バリアフリー、グローバリゼーションといった理念の中で多世代に限りなくやさしい景観づくり、景観という面から切り込んでいく。居場所づくり、憩う場所、集う場所、語らう場所、心休まる場所など、そういったことによって多くの人が救われると思います。

#### ○久会長

佐竹台5丁目の戸建て重点地区でも、東側の緑地をうまく使っていただいて、既存の東側公園につないでいただいている。このような場所をうまく使えば先ほど渡会委員がご指摘いただいたような、人が集って、潤いのある景観づくりにも貢献している

のではないかと思います。今お話をいただいた内容は、こういうところでも一定、でき上がっているのかなというふうに思いました。

私の方から一点、最初の府営住宅の写真を見せていただきたいです。確かに、手すり等のデザインで分節化がされているのですが、手すり子の透過性が高かったがゆえに、洗濯物が目立ってしまっているのです。今後そのあたりも気にしながら、全体のバルコニーデザインを工夫していただければ、より良いものになったのかなというふうに思います。

それでは報告は以上にさせていただきます、今日も新しく景観形成基準を認めていただきましたので、また、こういうように、でき上がった暁にはこの基準がどのように、実際の景観づくりに生かされているのかということをお我々も共有させていただく機会を作っていただければ、ありがたいなというふうに思っております。それでは事務局の方から、その他案件ございましたらよろしく申し上げます。

#### ○渡辺都市計画室参事

たくさんの貴重なご意見ありがとうございました。いただいたご意見を基に今後も景観まちづくりを推進していきたいと思っております。

数点報告がございまして、まず初めに、松田委員より屋外広告物に関する雑誌を紹介いただいてもよろしいでしょうか。

#### ○松田委員

私ども業界が発行している雑誌 signs について情報提供です。

吹田市の屋外広告物ガイドライン等に関する内容について、紹介させていただきました。ぜひご覧になっていただきたいと思っております。

#### ○田中都市計画室主幹

景観の公式インスタグラムの紹介。

#### ○渡辺都市計画室参事

最後に次回の審議会の予定ですが、現時点で予定している案件がございませんので、今年度はこちらの審議会で終了となります。来年度は、令和6年6月から7月頃に予定しておりますので、また日程調整の方は委員の皆様にごメールをお送りさせていただきます。

#### ○久会長

ただいま3件ご報告いただきましたけども、何かご質問等ございますでしょうか。それでは、これで本日の審議회를終了します。



○一同

本日は、ありがとうございました。